

認 定 書

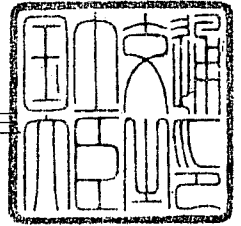
国住指第 378 号

平成 19 年 7 月 27 日

積水化学工業株式会社

代表取締役社長 大久保 尚武 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第129条の2の5第1項第七号ハ〔防火区画貫通部1時間遮炎性能〕の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

PS060WL-0371

2. 認定をした構造方法等の名称

ケーブル・電線管／黒鉛含有ブチルゴムシート裏張アルミニウムはく張ガラスクロス・有機質バインダー入無機質充てん材充てん／壁準耐火構造／貫通部分

3. 認定をした構造方法等の内容

別添のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名：

ケーブル・電線管／黒鉛含有ブチルゴムシート裏張アルミニウムはく張ガラスクロス・有機質バインダー入無機質充てん材充てん／壁準耐火構造／貫通部分

2. 申請仕様の寸法：

申請仕様の寸法を表1に示す。

表1 申請仕様の寸法

項 目		申 請 仕 様
開 口 部	形状	円形：φ110mm以下
	面積	0.0095m ² 以下
占 積 率 (開口面積に対するケーブル・電線管の 断面積総合計の割合)		26.3%以下
貫通する壁の構造等		グラスウール充てん両面強化せっこうボード重張軽量鉄骨 下地間仕切壁（準耐火構造） 及び建築基準法第2条第七号の規定に基づく耐火構造（60分） において、国土交通大臣が認定した壁 厚さ：100mm以上

3. 申請仕様の主構成材料：

申請仕様の主構成材料を表 2 及びケーブル・電線管の構成材料を表 3 に示す。

表 2 申請仕様の主構成材料

項目	申請仕様	
熱膨張性シート	材料	黒鉛含有ブチルゴムシート裏張アルミニウムはく張ガラスクロス
	設置箇所	①及び② ①ケーブル・電線管被覆用（片側） ②開口部被覆用（片側）
	寸法	総厚さ：0.59mm以上 幅は設置箇所①及び② ①幅：20mm以上（片側壁面から20mm以上） ②幅：開口径+40mm以上（開口の端から20mm以上）
	基材	材料
		アルミニウムはく張ガラスクロス
		厚さ
		0.09～0.25mm
	シート	
		黒鉛含有ブチルゴム
		厚さ
		0.5mm以上
	組成 (質量%)	
耐熱シール材	材料	有機質バインダー入無機質充てん材
	組成 (質量%)	有機質バインダー 40以下 (ポリオレフィン系又はウレタン系又はポリブテン系 又はポリブタジエン系) 無機質充てん材 60以上 (炭酸カルシウム、水酸化金属塩、けい酸塩等) ただし、有機質バインダーの酸素指数は40以上
	使用量	隙間を密に充てん (両面せっこうボードの内側までの各々の面に25mm以上)

表3 申請仕様のケーブル・電線管の構成材料

項目	申請仕様				
ケーブル	導体(又は芯線)の断面積	38mm ² 以下(1本あたり)			
	導体(又は芯線)の種類	銅、ガラス繊維、その他これらに類する不燃性の材料			
	絶縁体	種類	ポリエチレン系	厚さ	1.2mm以下
			塩化ビニル系		1.2mm以下
	介在(円形に調整する充てん材)	紙又は、ジュート又は、ポリプロピレン			
シース	種類	ポリエチレン系	厚さ	1.5mm以下	
		塩化ビニル系		1.5mm以下	
電線管	材料	合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)			
	種類	CD又はPF			
	外径	48mm以下			

4. 申請仕様の副構成材料：

申請仕様の副構成材料を表4に示す。

表4 申請仕様の副構成材料

項目	申請仕様	
留付材 (熱膨張性シート用)	材料	①又は② ①ステーブル (鋼製) ②タッピンねじ又は木ねじ (鋼製)
	寸法	①幅10mm×長さ10mm以上 ②径2.1mm×長さ10mm以上
	留付間隔	4箇所以上 (片側)

5. 申請仕様の構造説明図：

申請仕様の構造説明図を図1に示す。

単位 mm

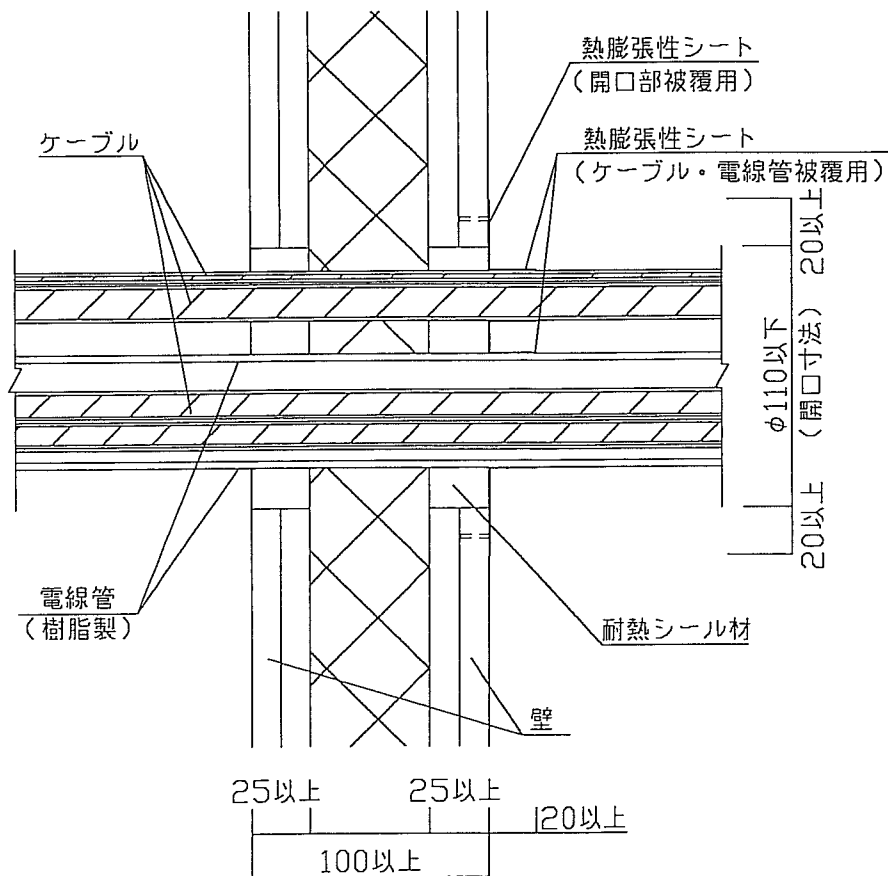
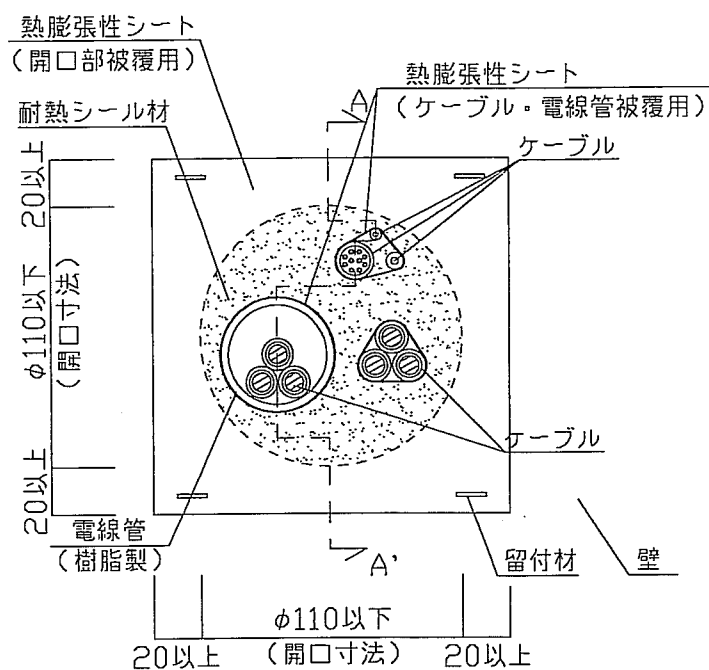


図1 構造説明図

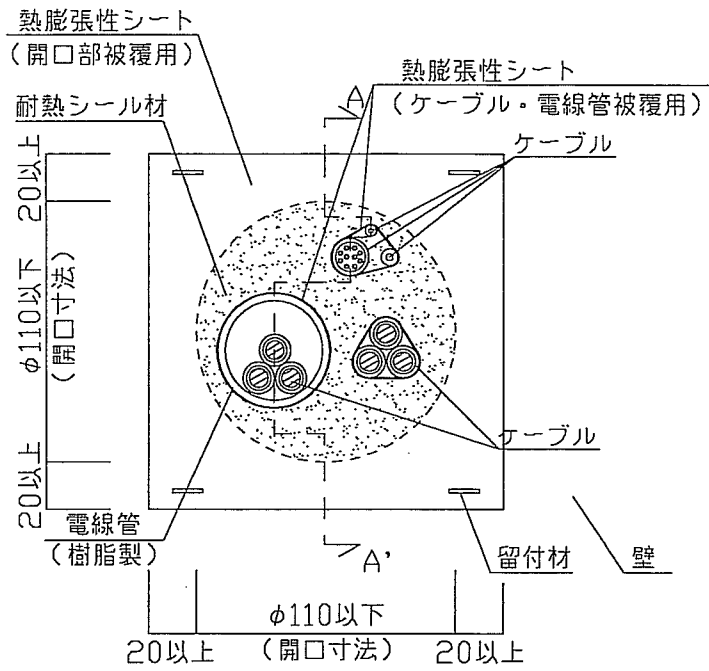
6. 施工方法：

施工図を図2に示す。

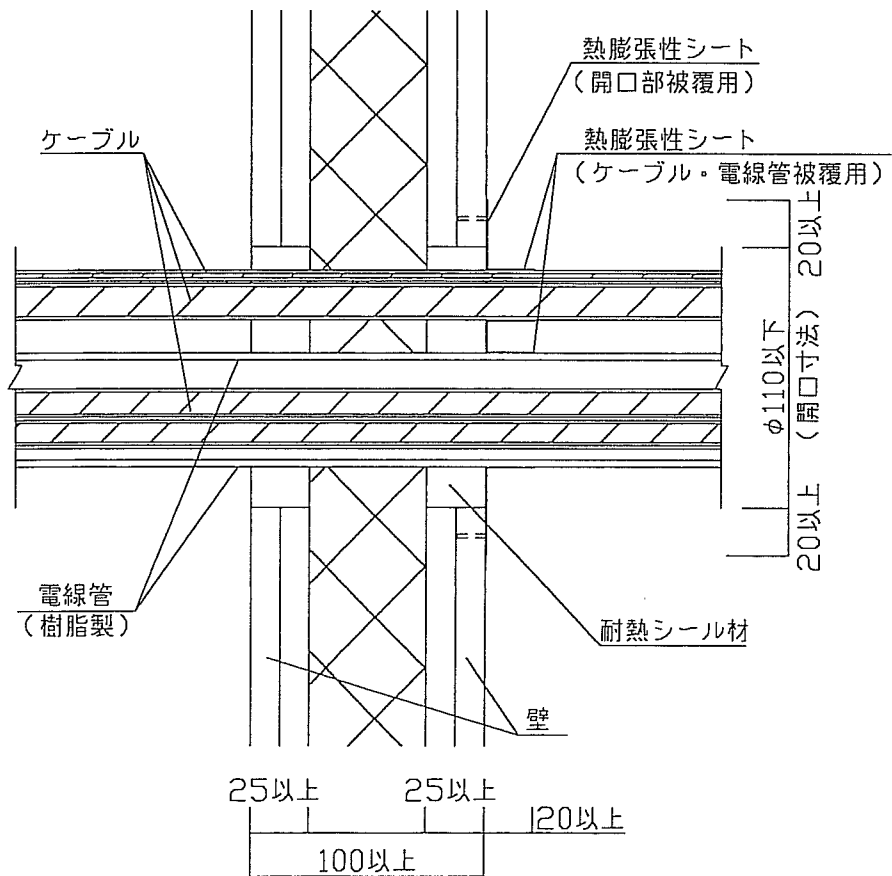
施工は以下の手順で行う。

- (1) 開口部の開口面積、電線管及びケーブル寸法（合成樹脂可とう電線管及びケーブルの断面積及び種類等）、占積率、壁の仕様、壁の厚さ等が申請仕様に適していることを確認する。
- (2) 開口部の周囲を清掃する。
- (3) 開口部に配管する。隙間を充てん材で片側につき25mm以上充てんする。
- (4) ケーブル・電線管に熱膨張性シートを巻付ける。熱膨張性シートは巻物のまま直接管に巻付けてもよいし、所定の長さに予め裁断したものを巻付けてもよい。また、熱膨張性シート巻付けの初端と終端は隙間なく必ず接するように巻付ける（オーバーラップ可）。
- (5) 熱膨張性シートを電線管及びケーブルの配置に合わせて切り欠き設置し、留付材（ステーブル又はねじ等）で留める。（開口径+40mm以上（開口の端から20mm以上）の大きさとする。）

単位 mm



立面図



A-A' 断面図

図2 施工図